

日本経済の力強く持続的な成長に向けた
総合政策集 2014（案）

平成26年5月20日

自由民主党
政務調査会

目 次

はじめに	1
<u>I. 持続的な成長に向けた基盤整備</u>	3
1. 立地競争力強化のための社会環境づくり	4
(1) 制度インフラ等の整備	4
● コーポレート・ガバナンスの強化	
● 成長志向の法人税改革	
● 「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資・国際取引の促進	
● 「世界最速・最高品質」の特許審査の実現	
● アジアへの支援を通じた国際金融センターとしての地位確立	
● 「サービス法」の改正による円滑な事業再生の促進	
(2) 良質な社会資本の整備	7
● P P P / P F I の推進による民間投資の誘発	
● 世界で最も効率が良いヒト・モノの輸送ネットワークの実現	
● 中央リニア新幹線（東京～名古屋～大阪）の早期建設	
● 首都・東京をはじめとした大都市の再生	
● 無電柱化の推進	
● 街づくり加速化のための登記所備付地図作成作業の推進	
● 地価公示の重要性と継続性の確保について	
● インフラ長寿命化計画	
● 「公共施設等総合管理計画」の策定による老朽化対策の推進	
● 統一的な基準による地方公会計の整備促進	
(3) 世界最高水準の安全・安心を担保	12
● 石油・L P ガスのサプライチェーンの維持・強化	
● G 空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化	
● 消防団を中心とした地域防災力の充実強化	
● 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進	
● G 空間情報×I C T による災害対策の強化等	
● J アラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供	
● 原子力防災対策の充実・強化	
● 国内外におけるテロ対策等の強化	
● 再犯防止対策の推進	
● 死因究明体制の推進	
● 人の健康や生態系に影響を及ぼす環境の改善	

2. 絶え間なくイノベーションが起きる国づくり	19
(1) 基本的方向性と既存政策の改革	20
● 『科学技術イノベーション総合戦略』の改訂に向けた取組み	
● 「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）」の枠組み改善	
● 「革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）」の充実強化	
● 科学研究費助成事業など競争的資金の抜本的改革	
(2) 研究開発・事業化の基盤強化	23
● 世界最高水準の新たな「研究開発法人制度」の創設	
● イノベーション創出に向けた研究開発環境の整備	
● 大学・研究機関等における最先端情報ネットワークの基盤強化	
● 公共財としての研究基盤の整備・産業界や外部研究者との共用	
● スーパーコンピュータ開発・利用の更なる推進	
● 大学発ベンチャー創業への橋渡し	
3. 「世界最高水準のI C T社会」の実現	28
(1) I C Tによる産業振興と雇用の拡大	28
● I C Tの活用による農業の生産性向上と高付加価値化	
● I C Tの活用による医療・介護分野の高度化	
● I C Tの活用による高度なエネルギー・マネジメントの実現	
● 無料公衆無線L A Nの整備による訪日外国人の利便性向上	
● 「多言語音声翻訳システム」の高度化と実用化	
● 4 K ・ 8 K 、スマートテレビ等を支えるインフラ整備と利活用の推進	
● I C T国際展開戦略の強化	
● I C Tの活用による雇用の拡大：良質なテレワークの普及・活用	
(2) I C Tによる安全な社会づくり	35
● 超低消費電力通信技術を活用した社会資本の維持管理	
● 次世代I T Sの確立による交通安全・災害対策の充実	
● G 空間情報×I C Tによる災害対策の強化等【再掲】	
● G 空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化【再掲】	
● 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進【再掲】	
● J アラートによる緊急情報のリアルタイムでの提供【再掲】	
(3) I C Tによる教育・研究活動の高度化	38
● 大学・研究機関等における最先端情報ネットワークの基盤強化【再掲】	
● I C Tの活用による多様な教育の実現	
● I C T活用教育推進のための技術基盤整備	
(4) I C Tによる行政の効率化とサービスの向上	40
● 統計調査のオンライン化の推進	
● 「統計情報オープンデータ提供事業（仮称）」の推進	
● 行政機関等保有データのオープンデータ化による事業創出環境整備	

●公共クラウドの構築と地方公共団体保有データの利活用推進	
●行政手続のオンライン利用の利便性向上	
●ＩＣＴの活用による消費者生活相談の利便性向上	
●政府における電子決裁率の向上	
●政府情報システム半減の確実な実施	
●「電気通信事業法」等の制度見直し	
(5) サイバーセキュリティ体制の強化	45
II. 新たな成長エンジンとなる産業分野の育成	47
1. 将来の市場拡大が期待できる戦略的分野	47
●国際市場規模拡大が予想される産業分野に係る技術開発の促進	
●「宇宙総合戦略」の推進による産業振興	
●防衛生産・技術基盤の維持・育成	
●「航空ビジネス戦略」の推進	
●自動走行システムの開発と環境整備	
●「G空間情報活用推進プロジェクト」の推進	
●多言語音声翻訳システムの高度化と実用化【再掲】	
●ナノテクノロジー・材料科学技術の産業化に向けた取組みの強化	
●次世代産業用3Dプリンタ技術の開発	
●不動産投資市場の拡大	
●住宅市場の活性化	
2. 資源・エネルギー分野	55
●約7.5兆円の電力市場開放による地域における新規事業・雇用の創出	
●再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用と省エネの実現による「自立・分散型の低炭素エネルギー社会」の構築	
●再生可能エネルギー・省エネエネルギーに関する「国際標準化」の推進	
●「水素社会」の実現に向けた施策の拡充と導入促進に向けた規制緩和	
●高温ガス炉の技術開発と人材育成	
●放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術や「核不拡散に関する国際ルール」の構築と国際的研究拠点の設置	
●「海洋総合戦略」の推進	
●エネルギー資源の安定的な輸送確保と海洋資源等の開発・利用の推進	
●ＩＣＴの活用による高度なエネルギー・マネジメントの実現【再掲】	
●超低消費電力通信技術を活用した社会資本の維持管理【再掲】	
●廃棄物の適正処理体制の確保と使用済小型電子機器等の循環資源の活用	
3. 医療・介護・健康分野	63
●再生医療等の革新的な医療技術の実用化に向けた研究の強化	
●介護分野における「ロボット利活用技術の開発実証」の推進	
●ＩＣＴの活用による医療・介護分野の高度化【再掲】	
●「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設	
●健康・予防サービス産業の育成	
●健康増進・予防への取組みを促すためのインセンティブ付与	
●日本発「長寿ブランド」の世界展開	
●医療分野における国際貢献	
4. 農林水産業・食品産業分野	69
●農業の成長産業化	
●ＩＣＴの活用による農業の生産性向上と高付加価値化【再掲】	
●林業の成長産業化	
●「水産日本」復活の実現	
●美しく活力ある農山漁村づくり	
5. オリンピック・パラリンピック開催効果の最大化	75
●オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を活用した「日本発イノベーション」の加速と発信	
●スポーツの力を通じた競争力強化と世界の発展への貢献	
●「環境オリンピック」の実現と「環境都市東京」の実現	
●「オリンピック憲章」の精神に則った「文化プログラム」の実施	
●オリンピック・パラリンピック開催効果の地域への波及	
III. 拡大する国際市場の成長を取り込む	79
1. 企業等への海外展開支援の強化と対日投資の促進	80
(1) 政府関係機関による支援体制の確立と機能強化	80
●在外公館を通じた「日本の魅力」の発信	
●関係機関連携による専門性と満足度の高い海外展開企業支援	
●新興国戦略の深化とJETROの機能強化	
●「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資の促進【再掲】	
●法的リスク対策支援の強化による企業等の海外展開促進	
●開発途上国への法制度整備支援による海外投資環境の改善	
●日本語の普及促進	
●多言語音声翻訳システムの高度化と実用化【再掲】	
(2) 「知財立国」としての取組み強化	86
●幅広い知的財産支援の実施による海外展開促進	
●「世界最速・最高品質」の特許審査の実現【再掲】	
●知財システムの国際化の推進	
●世界中の知的財産の売買を扱う市場の開設	

●「職務発明制度」の抜本的見直しの前倒し	
(3) 外交ツールを駆使した国際市場の獲得	89
●技術協力・無償資金協力等による中小企業・地方自治体の海外展開支援	
●日本企業のアフリカ進出を促すための市場統合支援	
●「二国間オフセット・クレジット制度」等を活用した環境技術の国際展開	
●日本型郵便インフラシステムの国際展開	
●交通・都市開発インフラシステムの国際展開	
2. 「クールジャパン戦略」の推進	93
●音楽産業をモデルとした国際展開のための環境整備の横展開	
●放送コンテンツの海外展開を通じた経済活性化と魅力の発信	
●アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化	
●ユネスコや国連大学等の国際的取組みを活用した「日本の魅力」の発信	
●「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト」の推進と拡充	
3. 「観光立国」に向けた取組みの強化	96
●査証発給要件の緩和	
●出入国審査の迅速・円滑な実施のための体制整備	
●無料公衆無線 LAN の整備による観光振興【再掲】	
●国立公園等の優れた自然・景勝地の国際化や新たなツーリズムの発信	
●国内外におけるテロ対策等の強化【再掲】	
IV. 地域の再生なくして、日本の再生なし	99
1. 地域イノベーションの創出	100
●「新しい希望の東北」実現のための各種事業の推進	
●地域の雇用・所得増大に向けた再生可能エネルギーの導入	
●「地域経済イノベーションサイクル」による全国的な雇用創出	
●大学・研究機関を中心とした地域イノベーションの創出	
●公共クラウドの構築と利活用推進【再掲】	
●「地域の元気創造プラットフォーム」の活用推進	
2. 地域力の強化に向けた街づくり・社会基盤づくり	104
●地方都市の再生：環境負荷が少なく歩いて暮らせる街づくり	
●文化資源を活用した魅力ある街づくり	
●財政的に厳しい地方におけるインフラ老朽化対策、事前防災・減災対策	
●「地方中枢拠点都市圏構想」「定住自立圏構想」など新たな広域連携の推進	
●過疎地域における集落機能の抜本的強化	
●過疎地域・離島・半島等、条件不利地域の振興と雇用の確保	
●鳥獣被害対策の強化等による自然と共生する地域社会の構築	
●地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化	
●公民館等における地域課題解決の取組み支援	
V. 人材力の充実と強化	110
1. 女性が輝く国づくり	110
(1) 働き方の改革	110
●仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備	
(2) 女性の活躍を支える妊娠・出産・育児の環境整備	111
●安全な妊娠・出産が可能な体制を地域毎に整備・再構築	
●「待機児童解消加速化プラン」の推進	
●「放課後子どもプラン」の更なる充実	
●子供の貧困対策の推進	
(3) 女性の能力開発支援の充実	113
●女性のライフステージに対応した能力開発支援	
●新規就労・キャリアアップ等にも対応できる学び直し支援	
●「女性支援ネットワーク」の形成	
(4) 女性リーダーの登用促進	115
●「2020年30%」の達成に向けた強力な推進体制の構築	
●女性研究者の活躍推進による研究現場改革	
●消費者活動における地域の女性リーダーの育成	
●女性の活躍促進のための「JICAボランティア事業」の戦略的活用	
●建設業における女性や若者等の担い手確保対策	
(5) 女性の活躍を支える健康支援・安全対策の強化	117
●女性の生涯を通じた健康支援の体制整備	
●女性の健康を包括的に支援する政策を推進する法的基盤づくり	
●性暴力や配偶者等からの暴力被害等への対策の充実	
2. 生産年齢人口減少の克服	121
(1) 人材不足職種における人材確保と育成対策の総合的な推進	122
●「ものづくり人材確保・育成集中プロジェクト」の推進	
●建設業における女性や若者等の担い手確保対策【再掲】	
●経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れ拡大	
●矯正施設における人材不足職種に係る職業訓練の実施	
(2) 多様な人材が力を発揮できる環境づくり	125
●総合的かつ体系的な「若年者雇用対策」の推進	
●「生涯現役社会」の実現に向けたシニア世代の活躍促進	
●刑務所出所者等の再チャレンジを支える協力雇用主に対する支援の拡充	
●良質なテレワークの普及・活用【再掲】	
●後期中等・高等教育段階での職業教育の充実	

- 専修学校の生徒・学生への経済的支援のための補助制度等の創設

3. イノベーションを担う人材の育成 ······ 131

- 若手研究者・女性研究者に対する支援の充実
- トップクラスの外国人研究者の招聘促進
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れの促進
- 博士課程教育の抜本的改革の推進
- 初等中等教育における「授業革新」

4. グローバル人材の育成 ······ 136

- 初等中等教育のグローバル化
- 海外に在住する日本人児童生徒の教育環境整備
- 「国際バカロレア（IB）」の推進
- 「E S D（持続可能な開発のための教育）」の推進
- 大学のグローバル化
- 「官民が協力する海外留学支援制度」の推進
- 国際機関における日本人職員の増強

5. 地域経済を担う人材の育成 ······ 141

- 地域産業を担う実践的人材の育成
- 地域企業等と連携したキャリア教育の推進
- 「起業家誘致・人材サイクル事業」の推進

6. 基礎的な教育環境の整備 ······ 143

- 幼児教育無償化の実現
- 奨学金制度の拡充
- 学力等に課題がある地域・学校に対する重点的支援等
- 「教師インターン制度」の導入

はじめに

一昨年末の衆議院選挙において、自由民主党は、「『縮小均衡の分配政策』から『成長による富の創出』への転換」を掲げ、国民の負託を受けて政権に復帰した。

当時は危機的状況に陥っていた日本経済を立て直すため、自由民主党は、安倍内閣発足後直ちに『政権公約 2012』に記した諸政策の実現を内閣に求め、「デフレ・円高からの脱却」を最優先課題として、政府与党一体となって大胆な取組みを進めてきた。

更に、昨夏の参議院選挙において、自由民主党は、「実感を、その手に」と訴え、『参議院選挙公約 2013』には、企業立地競争力の強化、国際市場の獲得、人材力の強化、地域経済再生等に資する諸政策を記した。

現在、「アベノミクス」の「3本の矢」は一体的に推進され、目覚ましい効果を上げつつある。

第1の矢「大胆な金融政策」と第2の矢「機動的な財政政策」により、各種経済指標が景気回復の兆しを示すに至っている。

第3の矢「民間投資を喚起する成長戦略」についても、昨年6月に、内閣は『日本再興戦略』を策定し、産業の新陳代謝や規制・制度改革等により民間活力を最大限引き出すための成長戦略を描いた。

国会においては、「産業競争力強化法」や「国家戦略特区法」をはじめとする数多くの成長戦略関連法が成立し、今年から順次、施行されている。

同時に、昨年6月の『経済財政運営と改革の基本方針』においては、「成長と財政健全化の両立」を目指して、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化への取組が一層の経済再生に寄与する道筋も示された。

政権2年目の課題は、「地域や家計にも景気回復の実感を届けること」、「日本経済の力強く持続的な成長を可能とする環境を整備すること」だと考える。

先ずは、景気回復による企業収益の改善、雇用と所得の拡大、消費の拡大、企業収益の更なる改善という「成長の好循環」を確かなものとしなければならない。

しかし、現在の日本には、エネルギー制約、大規模災害やテロリズムへの不安、特定の職種や地域における人材不足など、克服すべき課題も多く存在する。

国内における企業・金融・人材の「立地競争力」を強化し、投資や人を呼び込むために必要な環境整備を急がなければならない。

また、熾烈な国際競争の中にあって、拡大する世界市場の成長を取り込むために必要な取組みも、一層強化しなければならない。

新たな成長エンジンとなる産業の育成とともに、地方の再生も待ったなしである。

このため、今年のダボス会議において、安倍首相は「終わりなき第3の矢」への決意を語った。

この機に、自由民主党政務調査会としても、内閣の取組みがより適切なものとなるよう、寄与したいと考えた。

具体的には、年央に予定される『日本再興戦略』の改訂及び『経済財政運営と改革の基本方針』の決定、その後の『平成27年度予算案』の編成過程等を視野に入れつつ、政務調査会に設置された各機関から寄せられた建設的な意見を集約し、総合政策集としてここに提言する。

自由民主党政務調査会としては、内閣における今後の政策決定過程の各段階において、本提言を踏まえた対応を行うよう求めるものである。

平成26年5月20日

自由民主党 政務調査会

I. 持続的な成長に向けた基盤整備

自由民主党は、『参議院選挙公約 2013』に、次のように記した。

「1人ひとりの雇用と所得の増大を目指し、日本を『世界で1番企業が活動しやすい国』にします。我が国を世界に冠たる製品・サービスを生み出す『価値の創造拠点』にするために、『世界最高レベルの制度』を整備し、立地競争力を強化します」

「こうした観点から、思い切った投資減税を行い、法人税の大胆な引き下げを実行します」

「国内立地企業の負担軽減、事業再編や創業への支援、直接金融市場の強化、国内外の優れた人材が集まる研究・生活環境作り等に取り組みます」

人口減少社会である日本において、「内需」が持続的に経済成長を支えることは困難である。こういう時代に日本人を経済的に豊かにする鍵は、企業・資産・人材に関して日本の「立地競争力」を高めることである。

日本企業や外国企業が立地する国や地域を選定する場合に、前向きな判断に資すると考えられる要件を幾つか挙げてみる。

- ①諸外国との間で競争力を確保できる水準の法人税制
- ②リスク耐性の高い資金（エクイティー性資金）の提供を可能とする金融環境
- ③良質なエネルギーの安価で安定的な供給
- ④イノベーション創出基盤の充実
- ⑤高度で安全なＩＣＴ利活用環境
- ⑥優れた人材が十分に供給される労働環境
- ⑦機能的で魅力的な都市環境
- ⑧整備された交通インフラ
- ⑨安全な事業・生活環境（治安・防災・自然環境等）
- ⑩信頼度の高い公共サービス
- ⑪政策決定プロセスの透明性と法制度執行の安定性
- ⑫高い衛生水準（清潔さ）
- ⑬快適な気候と美しい国土

本章では、上記のうち数項目に絞って提言を行うが、例えば最も重要な要件である「優れた人材の供給」については最終章『V. 人材力の充実と強化』にまとめ、「エネルギー供給」に関しては『II. 新たな成長エンジンとなる産業分野の育成』の章に記した。

1. 立地競争力強化のための社会環境づくり

(1) 制度インフラ等の整備

●コーポレート・ガバナンスの強化

(法務部会)

我が国のコーポレート・ガバナンスが十分ではないことが、国内外の投資家の不信感と株価の低迷を招いてきたという指摘があった。

現在国会において審議中の「会社法改正案」では、監査等委員会設置会社の導入、コンプライ・オア・エクスプレイン・ルール（「従うか、従わないのであれば、その理由を説明せよ」というルール）の採用、社外取締役の要件の厳格化など、社外取締役の導入の促進とその機能の積極的活用を通じたコーポレート・ガバナンスの強化が打ち出されている。

そこで、改正法成立後には、次の取組みを強化する。

①「改正会社法」の趣旨及び内容を広く周知することにより、各企業における改正法の趣旨を踏まえた運用を促す。

②各企業における運用状況及び効果を検証していく。

●成長志向の法人税改革

(党選挙公約)

自由民主党は、『政権公約 2012』及び『参議院選挙公約 2013』において、立地競争力強化の観点から「法人税の大胆な引下げ」を公約した。

O E C D 諸国の中で、日本は法人税率も法人税負担率も高いとされている。日本企業及び外国企業に日本国内における新たな投資・雇用・事業展開の決断を促すためにも、時期や目標について一定の予見性を確保できる形で法人税改革を進める必要がある。

○法人課税については、例えば諸外国で行われているように「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」といった構造的な改革を行う。こうした改革を通じて、財政健全化との両立を図りながら、「成長志向の法人課税の体系」を構築する。

● 「法令外国語訳」の体制充実等による対日投資・国際取引の促進

(司法制度調査会、法務部会)

我が国の法制度が、透明性・予測可能性の高い制度として認知され、日本に進出する外国企業や、日本企業と取引を行う外国企業、国際取引にも広く利用されるためには、我が国の法令に関する情報を広く国際的に発信していくことが重要である。

法令外国語訳は、そのための情報基盤として重要な役割を担っている。特に経済・ビジネス関係法令や知的財産関係法令につき、迅速かつ高品質な翻訳を行うための体制整備は、喫緊の課題である。

しかし、法令外国語訳を所管する法務省の現在の体制では、翻訳法令の公開までに長期間（平均 804 日）を要しているほか、公開済みの法令の総数が 330 余りに止まるなど、内外のニーズに即応できていない。

また、法制度の透明性を高めるためには、我が国の裁判例が迅速に翻訳・公開されることも重要だが、裁判例情報をはじめ司法制度に関する対外的な情報発信の体制についても、不十分であると言わざるを得ない。

よって、次の政策を推進する。

①法令外国語訳に関する人的体制を大幅に拡充する。

- ・政府の翻訳計画に係る法令の滞留を解消
- ・翻訳・公開の対象を、成立前の法律案のうち早期の公開が求められるものにも拡大

②裁判例情報や知財裁判所制度に関する情報など、日本の司法制度を対外発信する事業を充実・強化する。

● 「世界最速・最高品質」の特許審査の実現

(知的財産戦略調査会、経済産業部会)

日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような日本の知財システムを構築することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

①審査の権利化までの期間の半減する（現在の 30 カ月を 10 年以内に 14 カ月以内に）。

②1 次審査までの期間を更に短縮する（現在の 11 カ月を 10 カ月に）。

③特許国際出願の審査対象（ISA 管轄）を拡大する。

④外部有識者による客観的な品質管理システムを導入し、審査品質を向上させる。

⑤特許庁の審査体制を更に整備・強化する。

● アジアへの支援を通じた国際金融センターとしての地位確立

(外交部会)

我が国がアジアの国際金融センターとして機能するためには、我が国のみならずアジア金融市場の安定を図る必要がある。

アジアの経済成長を我が国に戦略的に取り込むために、次の政策を推進する。

①技術協力を活用した国際金融センターの活用を促進する。

②アジア各国の財務省の制度整備や金融人材育成支援（ベトナム・ミャンマー）を通じて、我が国の金融市場における債権発行等の活用を後押しする。

● 「サービサー法」の改正による円滑な事業再生の促進

(司法制度調査会)

窮境にある中小企業等の事業者が円滑な事業再生や債務整理を図る場合、当該事業者が有する債権を迅速かつ効率的に回収することが不可欠だが、現行法制度では不十分である。

よって、次の政策を推進する。

○「サービサー法」を改正し、サービサー制度の積極的な活用を推進する。

- ・サービサーが事業再生をしようとする者の有する債権を譲り受け、又は委託を受け回収することを可能とする

(2) 良質な社会资本の整備

● PPP／PFIの推進による民間投資の誘発

(PFI調査会、国土交通部会)

厳しい財政状況の中、老朽化が進む社会资本の維持更新や整備を効率的に行っていくためには、民間の知恵や資金を活用することが不可欠である。

例えば、関西国際空港・伊丹空港や民活空港運営法に基づく仙台空港等における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入の着実な推進、都市再生と連携した首都高速道路の更新など、PPP／PFI手法を活用することにより民間投資を最大限誘発することは、我が国の立地競争力強化や国土強靭化に資するものである。

しかし、PPP／PFI事業は、国・地方とも未だ十分には立ち上がっておらず、収益性が高くモデルとなるような事業を確実に推進していくことが重要だ。

よって、次の政策を推進する。

①関西国際空港、伊丹空港については、本年度中に両空港のコンセッションを実現する。

②首都高速再生プロジェクトについては、築地川区間をモデルケースとして推進する。

③かつてのニュータウンがオールドタウン化している現状に鑑み、PPP／PFIやURを活用した団地再生を進める。

④国は、地方公共団体との連携強化を推進しつつ、案件形成支援機能の強化充実を図る。

●世界で最も効率が良いヒト・モノの輸送ネットワークの実現

(国土交通部会)

首都圏などの大都市のみならず、地方も含めて全国津々浦々までヒトやモノの流れを活性化し、働く人と企業にとって活動しやすい環境の実現を図ることは、日本の立地競争力の強化に資する。

よって、次の政策を推進する。

①首都圏空港の更なる機能強化を図る。

②首都圏3環状道路等の道路ネットワークを強化する。

③新幹線・中央リニア新幹線、高速道路や空港ネットワークなど、都市－地方間、都市間、地域の交通ネットワークの早期完成を目指す。

④国際戦略港湾等の機能強化を進める。

●中央リニア新幹線（東京～名古屋～大阪）の早期建設

(超電導リニア鉄道に関する特別委員会)

中央リニア新幹線について、現時点の計画では、平成39(2027)年に東京～名古屋間を開業するものの、その後しばらくの猶予を置いてから建設に着手するので、東京～大阪間が開業するのは名古屋開業の18年後である平成57(2045)年となる。

シンクタンクの調査によれば、東京～名古屋間開業による経済効果は10.7兆円であるが、東京～大阪間の経済効果は16.8兆円にも上る。名古屋～大阪間の開業が遅れることは我が国の経済成長に大きなマイナスをもたらすことは明白である。

超電導リニア鉄道技術は、我が国が世界に誇るトップ技術である。この技術の成果である中央リニア新幹線を早期に建設し供用することは、インフラシステム輸出の促進とともに、鉄道以外の技術の生育にもつながるものである。

また、東京～大阪間の移動が鉄道にシフトすることにより、羽田・伊丹空港の発着枠に余裕が生まれ、羽田・伊丹空港と他の地域を結ぶ航空路線の開設が可能となる。

何より、大災害時のリダンダンシーの確保、事前防災の観点から、老朽化が進行する東海道新幹線に加えて二重系の輸送手段の確保が急がれる。

よって、次の政策を推進する。

①中央リニア新幹線を「ナショナルプロジェクト」として位置づけ、早期に東京～大阪間の全線開業を目指す姿勢を明らかにする。

②名古屋～大阪間の建設費については、一時的に国が立て替えて、将来JR東海に有償譲渡するスキームに変更する。

●首都・東京をはじめとした大都市の再生

(国土交通部会)

ビジネス環境・生活環境の整備などにより大都市の再生や機能向上を図ることは、立地競争力の強化に資する。

よって、次の政策を推進する。

①外国人目線による無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICT活用による歩行者支援、外国語対応医療・教育施設の整備支援等、国際都市としてのビジネス・生活環境の本格的整備に着手する。

②都市内の既存の公共施設等を活用した都市整備、都市再生と連携した首都高速の更新、都市開発と合わせて必要となる交通インフラ整備等も含め、都市の再生や都市機能の向上に係る取組みを推進する。

③国際企業等を呼び込むための「シティ・セールス」を強化する。

●無電柱化の推進

(ITS推進・道路調査会)

我が国の無電柱化は、昭和61年度から進められてきたが、諸外国に比べて大きく立ち遅れている。未だに約3,500万本の電柱が林立しており、更にその数は増え続けている。これらの電柱は、「通行空間の安全性・快適性の確保」、「良好な景観の形成」、「道路の防災機能の向上」などにとって、大きな阻害要因となっている。

よって、次の政策を推進する。

①「無電柱化基本法（仮称）」を策定する。

②無電柱化促進のための予算を確保する。

・社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の確保と無電柱化への重点配分

③新たな電柱の立地を、原則禁止とする。

・新設道路や面開発地区において、電線共同溝・通信ケーブルの同時整備を促進

④無電柱化に係る埋設方式の簡便化・施設のコンパクト化・効率化・スマートグリッド化など、コスト縮減に資する技術研究開発を促進する。

●街づくり加速化のための登記所備付地図作成作業の推進

(法務部会)

「不動産登記法」第14条第1項により、不動産取引の安全と円滑に資するため、登記所に精度の高い地図（登記所備付地図）を備え付けることとされている。

しかし、その整備状況は、登記所に保管されている地図の約54%（残りは公図等）に止まっており、特に都市部においては、更に低い状況にある。

六本木ヒルズの開発にあたり、登記所備付地図が整備されていなかった影響により、土地の筆界確定だけで4年余りかかった経緯があった。

また、登記所備付地図の未整備により、道路拡幅や下水道整備などの公共事業の実施、地域の主要な交通結節点周辺の再開発、住宅市街地における土地取引などにも支障が生じている。

今後、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、大規模商業・産業施設を中心とする関連施設の整備のみならず道路・鉄道等の公共インフラの拡充等が進められ、日本経済の再生・成長を加速することが期待される。登記所備付地図の不整備により必要なインフラ整備が遅延する事態とならないようになるとともに、大規模災害後の迅速な復旧・復興の実現のためにも、登記所備付地図の整備が不可欠である。

よって、次の政策を推進する。

○平成22年度に策定した『登記所備付地図整備作業改・新8か年計画』を見直し、実施面積を拡大するとともに、新たに「大都市の市街地」及び「被災地」における登記所備付地図の整備を重点的に推進する。

●地価公示の重要性と継続性の確保について

(国土交通部会)

アベノミクスはデフレ克服による経済の再生を目的としており、その成功のためには、不動産の有効利用と取引の活性化が重要である。

地価公示は、公正・客観的な地価を示すものとして不動産取引の重要な指標となっている。相続税・固定資産税評価の基準として、かつ公共事業に係る用地補償の規準として、

社会の安定と信頼を確保する上でも大きな役割を担っている。

よって、次の政策を推進する。

- 地価公示につき、経済の活性化・新陳代謝を促すための制度インフラとして相応の地点数を確保し、地点の継続性を重視する。

●インフラ長寿命化計画

(下水道浄化槽特別委員会)

現状の課題は、下水道管理者である地方公共団体において、予算や人材が不足していることにより、十分な調査・点検・補修が実施されていないことである。

将来にわたって安全で強靭なインフラを維持・確保するために、より早く安価な調査・補修を可能とし、「予防保全管理」を導入するべきである。
よって、次の政策を推進する。

- 下水道等の建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて、ＩＣＴやロボット技術を活用し、革新的な維持管理技術を確立・普及させる。

●「公共施設等総合管理計画」の策定による老朽化対策の推進

(総務部会)

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要は変化していく。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現しなければならない。

民間事業者のＰＰＰ／ＰＦＩ事業への参入機会の増加に繋がることも期待できることから、次の政策を推進する。

①地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請する。

②計画策定に対する支援を実施する。

- ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
- ・計画策定に要する経費については、特別交付税措置
- ・計画に基づく公共施設等の除却については、地方債特例措置

●統一的な基準による地方公会計の整備促進

(総務部会)

各地方公共団体では、財務書類の作成は進んでいるものの、現行の財務書類の作成方式は複数あり、比較可能性の確保等に課題がある。

また、多くの地方公共団体において、公共施設の管理等に資する固定資産台帳の整備等が進んでいない。

民間事業者のＰＰＰ／ＰＦＩ事業への参入機会の増加を促す観点からも、次の政策を推進する。

①地方公共団体における財務書類の作成基準を統一化する。

②固定資産台帳等システムの整備を促進する。

③情報の信頼性を確保するため、監査委員事務局の共同設置などにより、監査機能の充実強化を図る。

(3) 世界最高水準の安全・安心を担保

●石油・ＬＰガスのサプライチェーンの維持・強化

(総務部会)

今後発生が懸念されている南海トラフ地震・首都直下地震の被害が想定される区域には、石油コンビナート等の我が国有数のエネルギー・産業基盤が集積し、大きなリスクが想定される。

大規模火災や爆発火災など、人が近づけない過酷現場における対応の迅速性向上や隊員

の安全性確保、被害の最小化や早期復旧の観点から、次の政策を推進する。

- ①緊急消防援助隊を強化し、「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」を新設するが（平成 26 年度中に 2 部隊登録予定）、平成 30 年度末までに合計 12 隊に増強する。
- ②即応部隊に、「特殊車両（エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム）」を配備する。
- ③コンビナート災害の消防戦術に精通した「ドラゴンハイパー・コマンドユニット指揮隊」を新設し、航空輸送型の車両・資機材を開発・配備する。
- ④エネルギー・産業基盤災害に対応できる「消防ロボット」の研究開発や配備を進める。
 - ・G 空間× I C T を活用した高精度遠隔操作による情報収集ロボット（無人計測ヘリ等）や放水ロボット

● G 空間情報等を活用した緊急消防援助隊オペレーションシステムの高度化

（総務部会）

南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模災害に迅速・的確に対応するためには、緊急消防援助隊の登録数の大幅な増隊（平成 25 年 4 月現在：4,594 隊⇒平成 30 年度：6,000 隊の目標）とともに、より迅速で効果的なオペレーションが行えるような体制を整備することが必要である。

よって、次の政策を推進する。

- ①巨大地震や津波に関する被害予測、震度や市街地特性等を踏まえた火災の出火件数や延焼度合い等の災害予測を行い、緊急消防援助隊の出動地域及び出動規模の決定を支援するためのシステムを開発する。
- ②総務省が構築中の「G 空間プラットフォーム」の情報をもとに、G 空間情報、被害予測、現場情報等（被害情報・各隊の動向・交通情報等）を統合し、消防庁及び緊急消防援助隊の各部隊等がリアルタイムにこれらの情報を共有し、意思決定を行えるよう、システム強化を行う。

● 消防団を中心とした地域防災力の充実強化

（総務部会）

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している。更に、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となってきている。

特に、地域防災力の中核である消防団員数の減少に歯止めがかからず、平成 25 年 4 月 1 日現在で 868,872 人（前年度比 5,321 人減）となっている。

よって、次の政策を推進する。

○ 「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月 13 日公布・施行）を踏まえた取組みを、強力に推進する。

- ・「消防団員の加入促進」のための事業者の協力等の推進
- ・「消防団員の待遇の改善」のための制度改正及び地方自治体への助言
- ・「装備の充実・強化」のための支援
- ・「教育・訓練の充実・標準化」のための地方自治体への助言

● 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の活用推進

（総務部会）

平成 26 年 4 月 1 日から、全国の有床診療所が自ら入力した消防法・建築基準法・医療法に基づく防火対策の履行状況を、消防庁・国土交通省・厚生労働省が共有し、自治体を通じて横断的にチェックできるシステムの運用を開始している。

更なる防火対策の強化と行政事務の効率化を図るために、次の政策を推進する。

- ①消防・建築・医療部局が連携して、システムの入力状況を定期的に確認することにより、違反事業所を早期に把握し、是正を促進する。
- ②有床診療所における入力状況や関係行政機関での活用状況等を踏まえ、「有床診療所以外の用途」への対象範囲の拡充について検討し、行政の I C T 化を推進する。